

第6 防火管理

問1 公営アパートなど官公庁による管理がなされている防火対象物における防火管理についてご教示願いたい。

答 県営、市営などの公営アパートの場合、その管理を掌る住宅管理課長、管理権原者から委託を受けたもの（指定管理者等）又はその職に相当する者を防火管理者として選任し、その補助者として、各団地の担当者を置くよう指導すること。

又、消防計画は各団地ごとに作成し団地単位で消防訓練を実施するよう指導すること。

問2 市営アパート等の消防計画の提出について、防火管理者である住宅管理課長等が一括して提出が可能かどうか。

答 問1による。